

土 総 第 8 6 9 号
平成30年 3月16日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部土木部長
(建設産業対策室)

施工体制台帳等による下請負人の通知について（通知）

建設工事における元請・下請関係の合理化及び適正な施工を確保する観点から、平成13年9月27日付け管発第304号の土木部長通知により、すべての建設工事の請負者について、下請負人通知書の提出を求めています。

一方で、平成26年の建設業法改正を受け、公共工事においては平成27年4月1日より、すべての下請契約締結の際に施工体制台帳等の提出が義務化されました。

これら下請負人通知書及び施工体制台帳等の内容が酷似していることから、現在実施している下請負人通知制度について、下記により取扱うこととしましたので、貴会におかれましては会員の方々に周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知に伴い、平成13年9月27日付け管発第304号土木部長通知「下請負人通知制度について（通知）」は平成30年4月1日に廃止します。

記

1. 受注者はすべての下請契約締結の際に、施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図（以下、施工体制台帳等）を発注者に提出すること。
2. 受注者は下記のいずれかの事由が生じた日から7日以内に、施工体制台帳等を現場代理人の押印がある工事打合簿に添書して、発注者に提出すること。
 - (1) 下請負契約を締結したとき
 - (2) 施工体制台帳等の記載事項に変更があったとき
3. 受注者は下請負契約を締結しないことを決定したときは、その旨を工事打合簿に記載し、発注者に提出すること。
4. 施工体制台帳等提出時は下記を必須書類とし、その他については必要に応じて発注者は受注者に提出を求めることができる。
 - (1) 施工体制台帳
 - (2) 再下請負通知書（二次下請以降の契約がある場合に限る）
 - (3) 施工体系図
 - (4) 契約書又は注文書・請書等（写し）
 - (5) 下請業者における主任技術者の直接的な雇用関係確認書類（健康保険証等）

- (6) 下請業者における主任技術者の資格証または実務経験証明書（写し）
- (7) 県外下請負人の使用について（下請業者が県外業者の場合に限る）

- 5. 発注者は建設工事に該当しない委託業務（ガードマン、ダンプトラックによる残土排出等）も施工体制台帳等の提出を受注者に求めるが、前項（1）～（3）の提出のみ求めることとし、また、記載箇所を限定することとする。（別添様式例参考）

- 6. 上記に伴い、施工体制台帳等の様式例を改正する。（別添様式例参照）

- 7. 発注者は受注者に対して下請負人通知書の提出を求めないこととする。

- 8. この取扱いは、平成30年4月1日以降に入札公告及び指名通知をした工事に適用する。

以上